

過去の表示の乖離に対する整理について（案）

1. 過去の乖離の状況について

現在、今回表示の乖離を認めている 17 社に対して、資料 1 のとおり調査を依頼中であり、提出期限は 2 月 20 日としている。

既に 1 月 25 日に製紙連合会が取りまとめた回答及びこれまで環境省への報告では、過去の表示の乖離について言及している企業は、王子製紙、日本製紙、三島製紙、新巴川製紙の 4 社のみである。しかしながら、表示の乖離がいつから始まったか、工程上どの時点で誰がどこまで把握していたか等、内容については不十分であり、全容解明には至っていないものと判断せざるを得ない。

なお、第 4 回検討会において報告した製紙メーカー各社の古紙パルプ配合率の調査結果によると、印刷・情報用紙の古紙配合率は 10～14%であり、平成 18 年の統計値（27%）の半分程度となっている。

2. 発覚後の製紙会社の対応状況

表示の乖離を認めている 17 社のうち、各製紙メーカーは対象商品の製造・販売停止の措置を講じており、表示の適正作業を実施し、顧客の理解を得て一部では販売しているところ。また、今後の生産見込みについては、上質古紙の不足及びユーザーの品質要求に応じられないとの理由から、古紙パルプ配合率 100%のコピー用紙は製造・販売しないことを明らかにしている。

1 月 25 日の連合会が取りまとめた回答では、ほとんどの事業者が管理体制の強化及び社員へのコンプライアンス教育の徹底等を表明しており、その他要望を含めた各製紙メーカーからの意見は以下の通り。

○古紙の品質状況を踏まえ、製紙連合会に対してエコマーク認定基準やグリーン購入法の判断基準の適切な配合率について、国等へ再考を促すよう求める（王子特殊製紙、特種東海ホールディングス、リンテック）。

○ユーザーとの定期的な品質検討会の開催を実施し、客観性・透明性のある監視体制の構築を実施していく（日本製紙、日本大昭和板紙）。

○森林認証紙、間伐材等の利用についても古紙と等価の価値として認めて欲しい（三菱製紙、リンテック）。

○工場全体で古紙パルプ利用についてはクレジット制の導入を認めて欲しい（三菱製紙）。

○古紙の定義について明確化して欲しい（新巴川製紙、三菱製紙、王子特殊紙）。

また、達成されなかった環境価値に対する過去分の償い取り上げて、何らかの対応方針を示している製紙メーカーは1社もない。

3. 第4回検討会での主な意見

1月29日に開催された第4回特定調達品目検討会において検討会委員から出されたグリーン購入（法）の仕組みや検査のあり方等に係る意見は、以下のとおり。

（1）現行の仕組みに問題はないとする意見等

- 現行の仕組みには何の問題もない。そうした基本姿勢を明確にすべき
- 必要なことはグリーン調達を進めようとしている人たちに、今後どこで調達できるのかの可能性を示すこと
- 相互の信頼関係に基づいて運用される、十分議論された望ましい仕組み
- 製造事業者、流通事業者、消費者を含め各主体が協力してできあがっている仕組み。各段階で検証しなければならないような運用は循環型社会の構築にはつながらない
- グリーン調達の検証の仕組みがないことをもって、この仕組みをつぶそうとする考え方には極めて強く反対・非難したい
- グリーン購入法の仕組み、あるいは調達の仕組みに参加してきた人たちが、間違えているというような考えに与するような議論は避けなければいけない
- 偽装表示が行われたことは、グリーン購入法のシステムの問題ではない
- コンプライアンスの問題。監督官庁あるいは他のルールでやるべき問題
- グリーン購入法そのものに大きな欠陥はない
- 委員共通の認識と考える

（２）現行の仕組みを見直すべきとする意見等

- グリーン購入法自体の執行体制の見直しが必要
- 広範・大規模な環境偽装が行われることはグリーン購入法の実施体制の構築段階において全く想定外であった
- 現在の制度の運用体制は相互信頼に基づいたもの。偽装が生じやすい安易な体制であると批判されても止むを得ない
- 相互信頼の下で運用できる仕組みを構築することが必要
- 現行のグリーン調達体制の不備ともいえる